

九州北部税理士会慶弔等規程（抜粋）

（被災）

第4条 税理士会員及び税理士法人会員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産（住宅、事務所等を含む。以下同じ。）に被害を受けたときは、次により見舞金を贈る。

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 資産に全壊又は大規模半壊があった場合 | 100,000 円 |
| (2) 資産に半壊程度の被害があった場合 | 50,000 円 |
| (3) 資産におおむね 30 万円以上の被害又は復旧費が見込まれる場合 | 30,000 円 |
- 2 罹災による被害の程度は、所属支部長からの報告書及び罹災証明書又は画像等を基に総務部において決定する。
- 3 一時に多数の税理士会員及び税理士法人会員が被災し、本会の予算に重大な影響を及ぼすと認められるときは、会長は、第 1 項の規定にかかわらず、理事会の議を経て見舞金の贈呈を延期し、又はこれを停止し、若しくはその金額を減額することができる。